

# 岐阜三田会々則

第1条 本会は岐阜三田会と称する

第2条 本会は事務所を会長宅、連絡場所は幹事長宅に置く

第3条 本会は会員相互の親睦を図り併せて母校の発展に寄与することを以って目的とする。

第4条 本会は次の会員を以って組織する

通常会員

1 慶應義塾卒業者

1 曾て塾に在籍したる者

1 曾て塾職員たりし者

特別会員

1 本会の趣旨に賛同する者

第5条 本会に次の役員を置く

会 長 1名            副会長 3名            幹事長 1名            副幹事長 若干名

幹 事 若干名            監 査 1名            顧 問 2名

第6条 会長は総会に於て出席会員の過半数をもって会員の中から選任する。

その他の役員は会長これを指名し総会の承認をうけて決定する

第7条 役員の仕事は次の通りとする

会長は会務を総理し、総会、月例会、役員会を召集してその議長となる

副会長は会長を補佐し会長事故ある時は代理する

幹事は幹事会を組織し本会の会務を処理する

会計は経理を処理する

監査は会計を監査する

第8条 役員の仕事は二年とする、但し再選を妨げない、中途選任の時は前任者の残任期間とする

第9条 本会の目的を達成するため次の事業を行う

1 毎年一回総会を開く

但し必要ある場合は臨時総会を開く

1 毎月、月例会を開催する

1 其他本会の目的達成に必要な事業を行う

第10条 通常会員は1ヶ年5千円納入するものとする

第11条 本会の経費は会費及寄付金を以って充てる

第12条 本会の会計年度毎年1月1日に始まり12月31日に終る

第13条 本会の会則は総会の決議を経なければ変更する事が出来ない